

ゼロ市債による発注時期の平準化への取組みについて

平川市は、受注者の経営の効率化と雇用の安定を図るため、ゼロ市債を活用し、公共事業の発注時期の平準化に取り組みます。

1. ゼロ市債とは

市の会計は単年度会計であり、原則、一年度ごとに歳入と歳出を決定しています。

例えば今年度中に翌年度の公共事業の入札・契約を行うことは原則できません。

このため、新年度予算により施工する工事は、原則として、新年度に入ってから入札・契約を行いますが、契約の時期に偏りが生じ、閑散期が生じる一因となっております。

そこで、通常は新年度に入ってから入札・契約を行っていた事業について、単年度会計の例外である債務負担行為を設定することで、今年度中に入札・契約を終え、今年度中又は新年度当初からの着手を可能とします。

この場合、債務負担行為を設定する年度には支出がゼロであり、新年度以降の支出となることから、一般に「ゼロ市債」と呼ばれています。

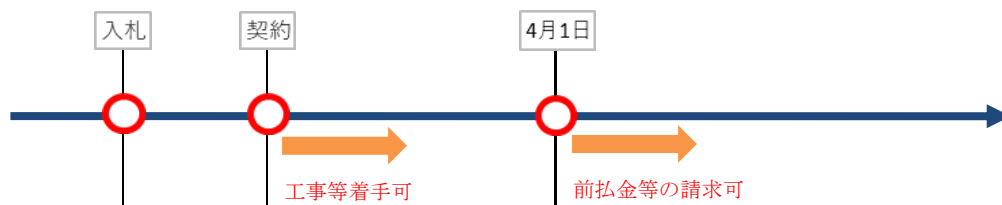
2. 発注方法

通常の工事・業務等と同様に公告又は指名通知・入札を行います。

なお、ゼロ市債による発注案件は区別のため、件名に「(ゼロ市債)」と明記します。

3. 前払金及び部分払い

ゼロ市債を活用した事業の前払金、中間前払金の支払請求及び部分払の請求に係る出来高部分等の請求時期は、新年度の4月1日以降となりますのでご注意ください。



例：令和3年度中に入札・契約を行ったゼロ市債工事は、請求時期が令和4年4月1日以降となります。